

## 乳児等通園支援事業の認可について

## 1 本件の概要

乳児等通園支援事業の認可について、児童福祉法第34条の15第4項の規定に基づき、周南市こども育成支援対策審議会の意見を聴くもの。

## 2 乳児等通園支援事業とは

乳児等通園支援事業とは、保育所その他の施設において、乳児又は幼児であって満三歳未満のもの（保育所等に入所しているものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。〔児童福祉法第6条の3第23項〕

※ 乳児等通園支援事業は、令和8年度から給付事業として全国的に実施されるが、令和7年度は本格実施前の試行的事業として補助事業（各自治体で試行的事業を実施するかは任意）として位置づけられている。なお、事業の実施に当たっては、令和7年度から認可が必要とされている。

## 3 事業の実施者

市町村及び市町村長の認可を得た者〔児童福祉法第34条の15第1項及び第2項〕

## 4 対象施設

実施施設	和光保育園	ひまわり保育園	明照幼稚園
設置者	社会福祉法人 和光保育園	社会福祉法人 ひまわり会	学校法人 明照学園
所在地	周南市遠石1丁目 10-1	周南市大字大河内 2180-1	周南市大字樋口328
開設年月日	昭和24年7月1日	昭和54年4月1日	昭和28年3月1日

## 5 その他

認可が必要な4の対象施設の他、公立の3施設（城ヶ丘保育園、菊川幼稚園、子育て交流センターぞうさんの家）でも試行的事業を実施する。事業の開始時期は令和7年7月1日の予定。

担当課：こども保育課  
(TEL：22-8455)